

河北町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 山形県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、山形県及び河北町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、河北町移住支援金交付規程に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 河北町移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 河北町移住支援金の申請日から3年未満に河北町以外の市区町村に転出した場合：全額

(就業の場合のみ)
 - (3) 河北町移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 河北町移住支援金の申請日から3年以上5年以内に河北町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 移住支援金又は地方就職支援金の支給を受けた後に実施される河北町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。
※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。